

○弘前地区環境整備事務組合個人情報保護に関する法律施行条例

〔 令和5年2月15日 〕
〔 条例第1号 〕

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定による開示請求に係る手数料の額は、零とする。

2 法第87条第1項の規定により地方公共団体等行政文書の写し等の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用の額として実施機関（管理者、監査委員をいう。以下同じ。）が定める額を負担しなければならない。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

(開示請求に対する決定、通知等)

第5条 開示決定等（保有特定個人情報（実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの（地方公共団体等行政文書に記録されているものに限る。）をいう。以下同じ。）に係るものを除く。以下この条において同じ。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日から30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正請求に対する決定、通知等)

第6条 訂正決定等（保有特定個人情報に係るものを除く。以下この条において同じ。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項

の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を訂正請求があった日から45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止請求に対する決定、通知等)

第7条 利用停止決定等(保有特定個人情報に係るものを除く。以下この条において同じ。)は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を利用停止請求があった日から45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(書面による通知)

第8条 法第82条、第93条及び第101条の規定による書面による通知は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等をした後、遅滞なく行うものとする。

(法の施行の状況の公表)

第9条 管理者は、毎年度、実施機関における法の施行の状況を公表しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関して必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(弘前地区環境整備事務組合個人情報保護条例の廃止)

2 弘前地区環境整備事務組合個人情報保護条例(平成20年弘前地区環境整備事務組合条例第2号)は、廃止する。

(弘前地区環境整備事務組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の弘前地区環境整備事務組合個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)によりその例によることとされた弘前市個人情報保

護条例（以下「市条例」という。）第12条又は第13条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例によりその例によることとされた市条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧条例によりその例によることとされた市条例第6条第1項に規定する個人情報取扱事務（以下「旧個人情報取扱事務」という。）の委託を受けて業務に従事していた者

4 この条例の施行の日前に旧条例によりその例によることとされた市条例第14条、第26条又は第32条の規定による請求がなされた場合における旧条例によりその例によることとされた市条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 管理者は、旧条例によりその例によることとされた市条例第49条の規定の例により、令和4年度における旧条例の運用状況を公表しなければならない。

（弘前地区環境整備事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

6 弘前地区環境整備事務組合情報公開・個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第1条中「弘前地区環境整備事務組合個人情報保護条例（平成20年弘前地区環境整備事務組合条例第2号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。